

平成16年8月2日

中央環境審議会地球環境部会

部会長 浅野 直人 殿

平尾 隆

7月29日(木)に開催されました第22回地球環境部会を欠席いたしましたので、「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間とりまとめ(素案)」に対し、下記意見を述べさせて頂きます。

記

今回の「中間とりまとめ(素案)」には、去る7月15日(木)に開催されました第21回会合においてお示しされました「中間とりまとめに向けての主な論点整理」に対して提出いたしました7月22日付けの意見が、ほとんど反映されておりません。

つきましては、下記意見を提出いたしますので、修正方よろしくお願ひ申し上げます。残念ながら万が一修正頂けない場合には、下記意見を併記頂きますようお願ひ申し上げます。

【(2) 分野別エネルギー消費の国際比較】関連

p 9 1つ目の○の5行目

- ・『家庭部門のエネルギー効率が各国の中でも高いのが日本の特徴である』とあるが、家庭におけるエネルギー消費は、家の広さや各国の気候条件等にも影響されるため、単純比較は、不適切である。

p 11 「図4、図5」の削除。

【理由】購買力平価を基準として、貿易材が主である製造業のエネルギー消費量の国際比較をすることは、合理性を欠き、ミスリーディングである。

【(2) 諸外国における温暖化対策】関連

p 29、p 30

- ・諸外国の制度を参考・検討することについて異論はないが、貿易対象地域、京都議定書の制約有無、エネルギーソース、省エネルギーレベル、税体系など各国を取り巻く差異を踏まえた議論が必要である。環境に関して、世界の中でわが国がおかれた状況とわが国の国策とを斟酌して最善の温暖化対策を講じていくことが重要である。

【(脱温暖化社会を形成する技術の4つの柱)】関連

p 31 1つ目の○

- ・「③化石燃料は天然ガスをはじめ二酸化炭素排出原単位の少ない燃料へシフトすること」とあるが、エネルギーソースについては、エネルギーセキュリティー問題に配

慮した慎重な議論が必要である。

- ・ p 3 1 の〇の 2 つ目に「また、以下の 4 つの柱」以下のパラグラフに原子力発電、p 3 2 の「④再生可能エネルギーの導入」の〇の「なお、上記のほか、」以下のパラグラフにクリーンコールテクノロジーの記載があるが、今後のわが国のエネルギーセキュリティーを踏まえれば、原子量発電、クリーンコールテクノロジーこそが重要である。

【(対象量区分の温室効果ガス別区分への統合)】関連

p 3 7 3 つ目の〇の最終 2 行

- ・『大綱中には「排出削減見込み量」は計上せず、「導入目標量」のみを参考値として引き続き掲げることが有効』との表現を下記に修正して頂きたい。

『大綱中の「排出削減見込み量」、「導入目標量」を明確に定量的に掲げることが有効』

【理由】改善効果など、まず実績評価等行った上で、議論すべきであり、それ無しに放棄することは、現行大綱そのものの否定に繋がりかねないため。

p 3 7 4 つ目の〇のパラグラフの後に、次の 2 つのパラグラフを追加。

○ 政府が定めた大綱に、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」と「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」という区分と、▲2%という具体的な目標を掲げているにもかかわらず、評価ができないという理由でここにきて目標区分を再整理するとの提案は、今更の感をぬぐいきることができない。政府が 2 年前に掲げた目標を簡単に覆すことは、政府への信頼性を失わしめるものであり、極めて残念である。到底受け入れるべきではないとの意見もある。

○ 特に、大綱の「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」に「国・地方公共団体による取組」として挙げられている「国の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～15 万 t-CO₂）」「都道府県の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～60 万 t-CO₂）」「市町村の事務・事業に関する温室効果ガス排出抑制対策の実施（約～200 万 t-CO₂）」「サマータイムの導入（約 25～123 万 t-CO₂）」等に代表される取り組みについては、区分の見直しを議論する前に、対策の進捗状況そのものについてきっちりと評価するべきである。

【(3) 事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度】関連

p 4 2 4 つ目の〇

- ・2 行目に、『政府部内及び国と地方公共団体の間で、類似制度の調整を検討することが必要』、5 行目に『各事業所毎に温室効果ガスの算定を行うとともに、企業単位での集計を行うことも考えられる。』とあるが、①そもそも CO₂ は、地域に限定せずにグローバルに捉えるべき問題であり、これを地域毎に議論するとミスリードしかねない。②社会全体での CO₂ の発生抑制が求められている中で、地方自治体は、発生量の管理ではなく、発生抑制に対してどのような支援ができるかを検討すべきである。

【(自主行動計画の協定化と透明性の確保)】関連

p 4 3 1つ目の○の後に、次のパラグラフを追加。

- なお、すでに I P C C の三次報告書において、経団連の自主行動計画については自主協定の範疇と位置づけられており、あえて協定化する必要はないという見解もある。

【(自主参加型の国内排出量取引制度)】関連

p 4 6 2つ目の○のパラグラフの後に、次のパラグラフを追加。

- 仮に国内排出量取引制度を導入する場合、業界・企業間の公平性や平等性を担保するために事前検討に相当の時間をかけなければならず、その行政コストは膨大なものとなる。既に自主行動計画に取り組んでいるにも拘わらず、更に自主参加型の国内排出量取引制度を導入しても、CO₂ 削減を進める成果は何らあがらない。今後、相当な排出削減努力を要する現在のわが国の状況を考えると、海外から排出枠を京都メカニズムで入手することはあるても、国内で余剰が生じる売り手は限られており、需給バランスは成り立たずそもそも取引が機能しない。むしろ各国政府が行うことになっている国内登録簿を整備することにより、国際排出量取引制度などの京都メカニズムの活用が可能なインフラを整備することが重要であるとの意見もある。

【理由】重要な論点でもあり、委員の意見として、上記があつた事実を記載頂きたい。

【(6) 温暖化対策税】関連

p 4 6 3つ目の○のパラグラフについて、

- ・ p 4 6 の後ろから 3 行目以降、p 4 7 の 10 行目まで、本部会では何らオーソライズされていない。現在の表記のまでは、中央環境審議会地球環境部会での結論であったかのように受け止められる懸念があることから、この 13 行を削除して頂きたい。

p 4 7 1つ目の○の後に、次のパラグラフを追加。

- 欧州の環境税や排出量取引制度を参考にして日本にも同様の制度を導入すべきであるとの一部主張は、貿易対象地域、京都議定書制約有無、エネルギーソース、省エネルギーレベル、税体系などの日欧の差異を無視したものと言わざるを得ない。社会システム全体を考慮しない安易な制度導入は、既に様々なエネルギー税を負担している製造業にとって事業活動の足枷となることに加え、将来の省エネ設備投資や技術開発のリソースを失うことになり、温暖化問題の解決策そのものを喪失することになる。本来、温暖化対策の主要なソリューション提供者（すなわち自らの工場の省エネだけでなく、製品を通じて社会全体での省エネにも大きく貢献している産業部門）を活性化させる施策を講じることこそが、わが国の喫緊の課題であるとの意見もある。

【理由】重要な論点でもあり、委員の意見として、上記があつた事実を記載頂きたい。

【(産業部門の対策の重要性)】関連

p 5 2 の2つ目の○のパラグラフの後に、次のパラグラフを追加。

○ このような意見もあるが、現在の温暖化対策推進法では、事業者については公表に努めることになっており、その公表については画一的な制度ではなく、各企業の自主的な判断に任せるべきである。また、全国展開企業にとっては、生産設備状況によって事業所間の生産調整を行うことが通常であり、事業所毎のCO₂排出量については、これを把握、管理しても意味をなさないのみならず、会社全体での削減に取り組む企業にとっては、効率化の妨げとなる惧れすら想定されることから、事業所毎の排出量まで求める必要はないとの意見もある。

【理由】重要な論点でもあり、委員の意見として、上記があつた事実を記載頂きたい。

【(各業種の自主行動計画に基づく排出量予測)】関連

p 5 3 の2つ目の○のパラグラフの後に、次のパラグラフを追加。

○ 経団連の自主行動計画は、経団連トータルとしてのコミットである。わが国を取り巻く外的環境が変化していく中で、経済と環境の両立を目指し両分野での実効をあげていくためには、業種別の細分化による管理だけでは、経済全体の進むべき方向を見誤る危険があるとの意見もある。

【(家庭におけるエネルギー需要の管理)】関連

p 6 0 国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の努力内容を具体的に明記すべき。

【理由】追加的対策として、重要な論点でもあり、対策項目は国民にとっても具体的な行動の示唆を与えるものであり、ぜひ記載すべきである。

【(5) 京都メカニズムに関する対策・施策の強化】関連

p 6 8 1つ目の○について、

・『京都メカニズムの活用によって確保すべき量が1.6%相当分(約2000万t-CO₂/年)であることを大綱に明記した上で、』との表現を下記に修正して頂きたい。

『京都メカニズムの活用によって確保すべき量は、1.6%にこだわることなく必要であることを大綱に明記した上で、』

【理由】日本の国内対策と京都目標との差異を埋める柔軟性措置として、1.6%にこだわる必要はなく、はじめから自らの自由度を放棄するのは合理的ではない。

p 6 8 5つ目の○について、

- ①対象施設指定型国内排出量取引制度
 - ②自主参加型国内排出量取引制度
- の2つは不要であり、削除すべきである。

【6. 追加対策・施策による削減効果】関連

p 7 2, p 7 3について、

①本項目がなくても、中間とりまとめの骨子、方向が分かること、②調整前の暫定値は何らオーソライズされたものではなく、本とりまとめに数字を掲載することは不適切

であることから、p 72, p 73は不要であり、削除すべきである。

※「いくつめの○」との表現は、左側に記した当該ページ内における、○の順番を意味しております。

以上

平成 16 年 8 月 2 日

中央環境審議会地球部会

浅野部会長殿

(株) 電通 顧問

福川 伸次

中央環境審議会「中間とりまとめ」についての意見

前半部分については会議の席上で意見を申し上げましたので、後半部分について意見を連絡申し上げます。

1. 追加対策について、その効果をできる限り定量的に評価しないと、実効に向けての迫力がない
2. P.72 及び P.73 の表について、推計の根拠を示すこと

以上